

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

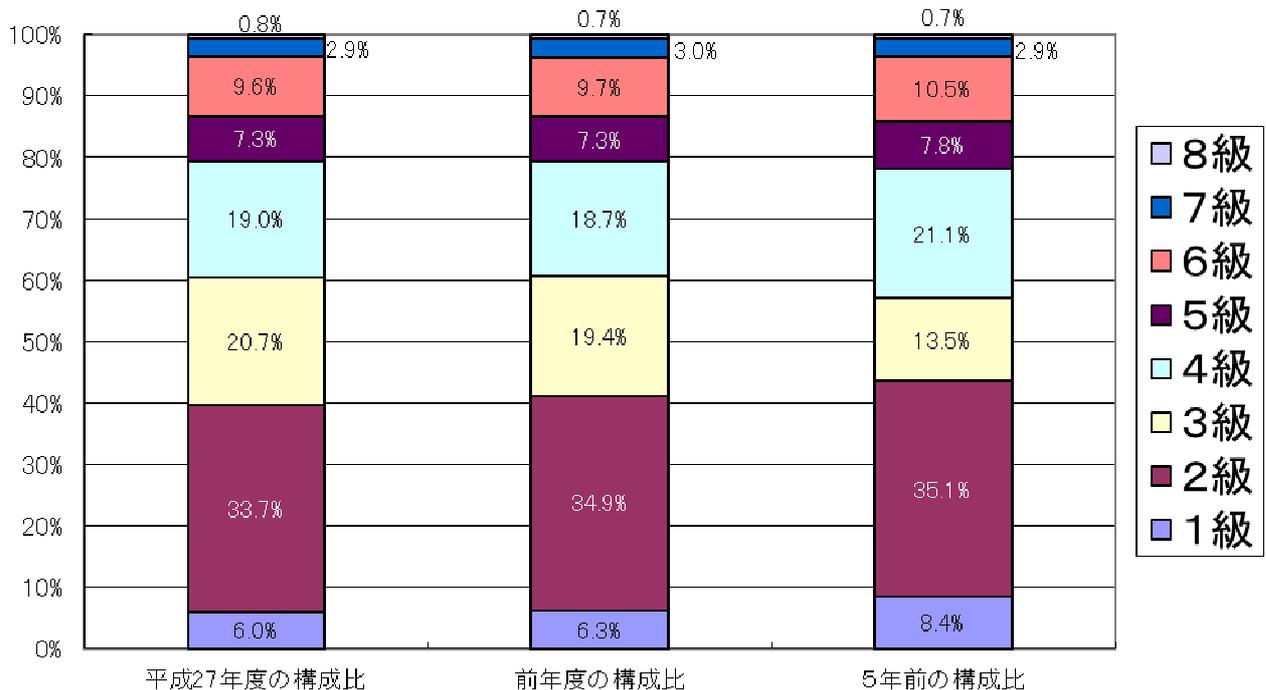
職員の給料はそれぞれの職種に応じた給料表によって決められています。また、給料表には職務内容や責任の度合いに応じた級と号給が設けられています。一般行政職を例に職員の級別の構成を示すと、次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	職員	293人	6.0%	139,700円	249,000円
2級	高度職員	1,652人	33.7%	154,600円	340,300円
3級	主任	1,017人	20.7%	233,400円	397,900円
4級	係長	931人	19.0%	264,200円	423,200円
5級	課長補佐	360人	7.3%	313,800円	451,200円
6級	課長	473人	9.6%	353,300円	475,600円
7級	部長	141人	2.9%	385,900円	512,100円
8級	局長	37人	0.8%	424,200円	562,100円

(注1) 川崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注2) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務のことです。

(注3) 一般行政職とは、行政職給料表（1）適用職員のうち福祉・税務関係の職員を除いたものです。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から、地方公務員法第40条第1項に基づき、4月1日から翌年の3月31日までの1年間を評価期間として、全職員（一部の派遣職員等を除く。）に対し、業績・能力を重視した人事評価を実施しています。この評価結果を、管理職から段階的に、昇給へ反映させることとしました。平成27年度の評価結果は、平成28年度の昇給（昇給日は4月1日）に反映されます。